



新成人のみなさんへ
多久市成人式のご案内

平成24年多久市成人式を1月3日に開きます。多久市に住民登録(11月1日現在)をされている新成人の方々には、案内状を送ります。(事前の参加申込は不要です)

進学や就職などで市外に転出されている方で、出席を希望される方は、氏名・生年月日・案内状送付連絡先・電話番号をご連絡ください。みなさん、ぜひご参加ください。

- 日時 平成24年1月3日(火)
開式11時(開場10時30分)
- 会場 多久市中央公民館大ホール
- 対象者 平成3年4月2日から
平成4年4月1日までに
生まれた方
- 問い合わせ・申し込み
教育委員会 生涯学習課(中央公民館内)
☎74-3241 ㊚74-3284
✉shogaigakushu@city.taku.lg.jp
※市のホームページにも掲載
<http://www.city.taku.lg.jp/>

12月13日→22日 冬の交通安全県民運動
守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

■問い合わせ 総務課 消防交通係 ☎75-2112

12月13日(火)〜22日(木)までの10日間、『冬の交通安全県民運動』を行います。年末は、忘年会などで飲酒の機会が多くなるとともに、帰省等に伴う交通量の増加や夕暮れが早くなり、夜間における交通事故が多発する傾向にあります。

最近、県内では交通事故および交通死亡事故が多く発生しています。お互いが交通ルールとマナーを守って、事故を防ぎましょう。

□**ドライバーのみなさんへ**

・前方を見て運転に集中しましょう。

□**歩行者・自転車利用のみなさんへ**

- ・夕方は早めのライト点灯を心がけましょう。
- ・子どもや高齢者を見かけたらすぐに減速をしましょう。
- ・スピードは控えめにしましょう。
- ・前照灯は、上向き下向きごまめな切り替えをしましょう。
- ・道路を横断するときは、左右をよく確認しましょう。
- ・夜間や早朝時の外出は、明るい服装を心がけ、反射材をつけましょう。

1月は固定資産税(償却資産)の申告期間です

■問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

固定資産税の償却資産とは土地・家屋以外で、事業のために使用する機械や設備などの資産のことをいいます。多久市内に償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。(地方税法 第383条)

□**申告する必要がある事業主**

- ・一般企業のほかに、工業や商業、飲食店、医業、農業などの個人経営者も対象です。

□**申告の対象となる資産**

- ・事業に使用する構築物や設備、機械、車両、備品や機具など。
- ・事業用資産の修繕・改良に要した費用。
- ・耐用年数が過ぎていても、なお使用している資産。

□**申告の必要がないもの**

- ・耐用年数が1年未満の資産。
- ・取得金額が10万円未満の資産で、確定申告で償却資産として計上しないもの。
- ・取得金額が20万円未満の資産で、確定申告で一括償却しているもの。

所得税の確定申告との違い

- ・平成24年1月1日現在で所有している資産を計上してください。
- ・資産の取得金額の計上について、圧縮は認められません。
- ・減価償却は定率法により評価額を算出します。

- ・家屋として固定資産税が課税されているもの。
- ・リース(賃貸)により使用しているもの。
- ・自動車税または、軽自動車税が課税されているもの。
- ・多久市以外の市町村に有するもの。
(その資産を所有する市町村に申告してください)

□**申告の期限**

平成24年1月31日(火)

申告された資産の評価額の合計が150万円以上の場合に、平成24年度の固定資産税が課税されます。

※昨年申告された方には、申告用の書類を12月中旬に郵送します。今回初めて申告される方は、税務課までお問い合わせください。